

堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業実施要領

令和3年4月1日制定

1 趣旨

この実施要領は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に掲げる事業の実施について必要な事項を定める。

2 補助金の交付の申請について

(1) 申請事業者は、交付要綱6(1)に規定する申請書を当該年度の5月17日から12月10日までに環境エネルギー課に持参し、市長の受理を受けること。ただし、補助交付申請額の総額が予算の範囲以上となった交付申請書等の受理をもって受付を停止する。

(2) 申請事業者は、交付要綱7③の一般の競争において、原則2社以上の見積書及び内訳書を徴取し、それらの写しを堺市に提出することとする。この場合において、2社以上のうち、1社以上は本市に所在する工事請負業者でなければならない(申請事業者がリース事業者等の場合を除く。)

3 補助対象設備について

交付要綱4(3)に規定する別表1に掲げる補助対象設備は、次の要件を満たすものとする。

補助対象設備	要件
①産業ヒートポンプ	国の補助事業(エネルギー使用合理化等事業者支援補助金)において定められたもの。
②業務用給湯器	潜熱回収型など高効率(熱効率95%以上)なもの。
③高性能ボイラ	潜熱回収型など高効率(ボイラ効率95%以上、ただし、液体等燃料を用いる場合を除く)なもの。
④低炭素工業炉	国の補助事業(エネルギー使用合理化等事業者支援補助金)において定められたもの。
⑤変圧器	トップランナー基準を達成したもの。
⑥冷凍冷蔵庫(冷凍機を含む。)	トップランナー基準を達成したもの(冷凍機を除く。)
⑦産業用モータ	インバータ制御型空気圧縮機のほか、高効率モータを含む動力機器(ポンプ、送風機など)
⑧定置式蓄電池	デマンド制御機能等を有するもの。
⑨業務用燃料電池等コージェネレーションシステム	

⑩地中熱など未利用エネルギーを活用するシステム	地中熱、太陽熱、下水熱、工場排熱等の未利用エネルギーを空調、給湯等に活用するもの。
-------------------------	---

なお、補助対象設備を判断する上では、国の補助事業（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金）を考慮するものとする。

4 補助対象経費に係るリース等の契約期間について

リースを活用して導入する場合は、原則として、リース期間を法定耐用年数期間とし、リース料金を算定するものとする。

5 補助事業による効果について

補助事業者は、事業年度の翌年度4月1日から起算して1年間、事業の実施に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減等の状況を把握し、市長が必要と認めるときは、これらの情報を提供するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月17日から施行する。